

豚の評価額の算定方法

1 肥育豚

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 肥育経費 (1日当たりの生産費 × 飼養日数)

(2) 素畜の導入価格及び肥育経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、購入伝票等により確認する
- ② 素畜を自家生産している場合又は導入価格を確認することができない場合には、産み落とし価格を用いることとし、その算定方法については、直近年度の畜産物生産費における肥育豚生産費の100分の9を乗じて算定する。
- ③ 1日当たりの生産費は、全算入生産費から産み落とし価格を除いた額を肥育期間(平均販売月齢)で除した費用に100分の50を乗じた前期1日当たり生産費(生まれた日から70日齢まで)及び100分の130を乗じた後期1日当たり生産費(71日齢から出荷されるまで)を算定する。
- ④ 飼養日数は、素畜を導入する場合には導入した日から、繁殖・肥育一貫経営等の場合には素畜が生まれた日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

〔参考〕1日当たり生産費(平成23年度畜産物生産費調査)

● 産み落とし価格(全国平均)

全算入生産費 31,903 円 × 豚肉生産コスト全体に対する子豚生産に要するコストの割合 9% = 2,871 円

● 肥育豚の1日当たり生産費(全国ベース)

(全算入生産費 31,903 円 - 産み落とし価格 2871 円) ÷ (肥育期間 6.4 か月 × 30.4 日)
= 149 円

・ 前期1日当たり生産費(0~2.3 か月齢) : 1日当たり生産費の50% = 75 円

・ 後期1日当たり生産費(2.3~6.4 か月齢) : 1日当たり生産費の130% = 194 円

【例】肥育豚を出荷時(6.4 か月齢)で評価

〔100日齢の子豚を導入している場合〕

導入価格※ 1日当たりの生産費 × 飼養日数

15,220 円 + (194 円 × (6.4 か月 - 3.3 か月) × 30.4 日) = 33,503 円

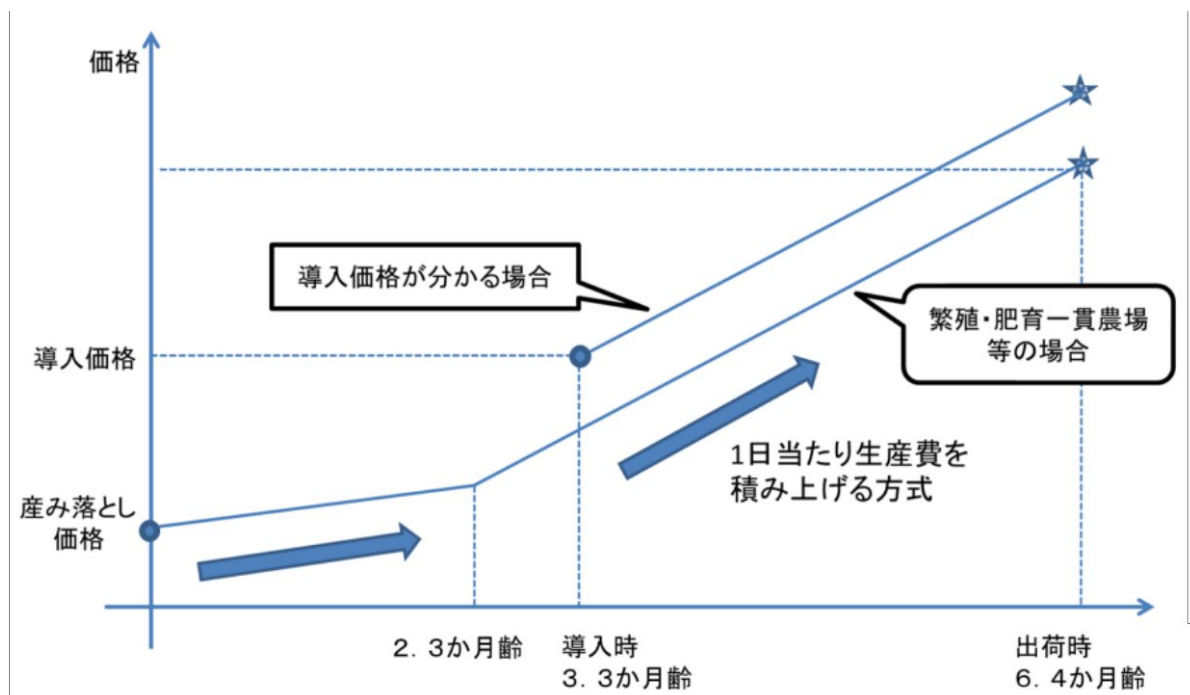
※この試算例では農業物価統計を用いて導入価格を設定

〔繁殖・肥育一貫経営等で導入価格がない場合〕

産み落とし価格 1日当たりの生産費 × 飼養日数

2,871 円 + ((75 円 × 2.3 か月) + (194 円 × 4.1 か月)) × 30.4 日 = 32,295 円

肥育豚



2 繁殖雌豚

【繁殖雌豚（未経産）】

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 育成経費（1日当たりの生産費 × 飼養日数）+ 受胎加算金

(2) 素畜の導入価格及び育成経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。
- ② 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の豚（品種、用途（繁殖向等）等が同一の豚）の平均取引価格（直近1年間のもの）とする。
- ③ 1日当たりの生産費は、生産費調査における肥育豚の1日当たりの生産費を利用する
- ④ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。
- ⑤ 受胎している場合には、受胎分として母豚価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

【繁殖雌豚（経産）】

(1) 評価額の基本的な算定方法

初産時基準価格 × 評価指数 / 100 + 受胎加算金

(2) 初産時基準価格及び評価指数の算定方法

- ① 初産時基準価格は、次により算定する。

- ② 評価指数は、初産時の評価を100とした際の経年による価値の減少分を指数化したものであり、各都道府県の家畜共済金支払制度を活用し算定する。
- ③ 1日当たりの生産費は、生産費調査における肥育豚の1日当たりの生産費を利用する。
- ④ 受胎している場合には、受胎分として母豚価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

第貳章 評語指數

評語指數	6	7	8	9	10	11	12	13	25	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	73
指數	71	76	81	86	91	95	100	100	100	100	98	92	88	84	80	76	72	68	64	60	56	52	48	44	40	36	32	28	24	20	20	20	20	20	20

$$\begin{aligned} & \text{導入価格} \quad (1 \text{ 日当たりの生産費} \times \text{飼養日数}) \quad \text{妊娠加算分} \\ & \{ 55,280 \text{ 円} (\text{繁殖用雌豚(雑種)平均購入価格}) + 194 \text{ 円} \times (12 \text{ か月} - 3.3 \text{ か月}) \times 30.4 \text{ 日} \} \times 1.2 \\ & = \boxed{127,779 \text{ 円}} \end{aligned}$$

(留意事項)

別記様式 1 ～ 別記様式 12 (別添参照)

(別記様式1)

認 定 証
〇〇 〇〇 (年 月 日生)
上記の者を豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に 基づく知事認定獣医師と認める
認定番号 第 号
認定日 年 月 日
〇〇県知事

縦53.98mm、横85.60mm

(別記様式2)

使用者用

豚熱ワクチン接種票

接種登録飼養衛生管理者氏名：

チェック欄

対象医薬品	ワクチン名	商品名：			
	数量	20ドーズ（バイアル）	50ドーズ（バイアル）		
対象動物	動物種	豚・いのしし・その他（）			
	頭数	繁殖：頭、哺乳頭、肥育：頭、計：頭			
	年齢 (月齢・週齢・日齢)				
	特徴 (品種・個体識別番号等)				
認定農場	農場名称・住所				
登録飼養衛生管理者	接種者氏名		電話		
指示理由					チェック欄
指示内容	用法：接種日齢				
	用量：				
	接種の実施期間：				
	休薬期間：				
	その他：				
使用状況等	使用年月日				
	使用した場所				
	食用に供するためにと殺又は出荷することができる月日				

上記のとおり指示します。

接種票交付年月日：令和 年 月 日

獣医師	所属	氏名：
	施設名：	
	住所：	都・道 府・県
		電話： — —

太枠内は接種登録飼養衛生管理者記載欄（本接種票に基づいて豚熱ワクチンを使用した際には必ず記入すること。）
接種登録飼養衛生管理者は、チェック欄を利用して、指示の内容をよく確認の上、チェック済の印をチェック欄に記入してください。また、接種登録飼養衛生管理者は、接種終了後直ちに使用状況等の欄に必要事項を記入すること。

提出用写

豚熱ワクチン接種票

対 象 医 薬 品	ワクチン名	商品名：		
	数 量	20ドーズ（ 0 バイアル）	50ドーズ（ 0 バイアル）	
対 象 動 物	動物種	豚・いのしし・その他（ ）		
	頭 数	繁殖： 頭、哺乳 頭、肥育： 頭、計： 頭		
	年 齢 （月齢・週 齢・日齢）			
	特 徴 （品種・個体 識別番号等）			
認 定 農 場	農場名称 ・住所			
登 録 飼 養 衛生管理者	接種者 氏 名		電 話	
指 示 理 由				
指 示 内 容	用 法：接種日齢			
	用 量：			
	接種の実施期間：			
	休薬期間：			
	そ の 他：			

上記のとおり指示します。

接種票交付年月日：令和 年 月 日

獣 医 師	所 属	氏 名：
	施設名：	
	住所：	都・道 府・県
		電話： — —

獸醫師控

豚熱ワクチン接種票

対 象 医 薬 品	ワクチン名	商品名：		
	数 量	20ドーズ（ 0 バイアル）	50ドーズ（ 0 バイアル）	
対 象 動 物	動物種	豚・いのしし・その他（ ）		
	頭 数	繁殖： 頭、哺乳 頭、肥育： 頭、計： 頭		
	年 齢 〔月齢・週 齢・日齢〕			
	特 徴 〔品種・個体 識別番号等〕			
認 定 農 場	農場名称 ・住所			
登 録 飼 養 衛生管理者	接種者 氏 名		電 話	
指 示 理 由				
指 示 内 容	用 法：接種日齢			
	用 量：			
	接種の実施期間：			
	休薬期間：			
	そ の 他：			

上記のとおり指示します。

接種票交付年月日：令和 年 月 日

獣 医 師	所 属	氏名：
	施設名：	
	住所：	都・道 府・県
	電 話：	— —

ワクチン納入業者用

豚熱ワクチン接種票

※豚熱ワクチンを農場に直送する場合

対 象 医 薬 品	ワクチン名	商品名：		
	数 量	20ドーズ（ 0 バイアル）	50ドーズ（ 0 バイアル）	
対 象 動 物	動物種	豚・いのしし・その他（ ）		
	頭 数	繁殖： 頭、哺乳 頭、肥育： 頭、計： 頭		
	年 齢 〔月齢・週 齢・日齢〕			
	特 徴 〔品種・個体 識別番号等〕			
認 定 農 場	農場名称 ・住所			
登 録 飼 養 衛生管理者	接種者 氏 名		電 話	
指 示 理 由				
指 示 内 容	用 法：接種日齢			
	用 量：			
	接種の実施期間：			
	休薬期間：			
	そ の 他：			

上記のとおり指示します。

接種票交付年月日：令和 年 月 日

獣 医 師	所 属	氏名：
	施設名：	
	住所：	都・道 府・県
	電 話：	— —

都道府県の指示の下、認定農場に豚熱ワクチンを直送する場合であって、豚熱ワクチン納入業者から本接種票の提出を求められた場合には、登録飼養衛生管理者は本接種票を提出すること。

豚熱予防的ワクチン接種プログラム

都道府県名

① 接種命令の対象区域の範囲及び範囲の考え方					
接種命令の対象区域					
範囲の考え方					
② 接種開始及び初回接種終了予定時期					
接種開始予定時期					
初回接種終了予定時期					
③ 接種対象頭数及び必要となるワクチン数量の見込み					
接種対象頭数(初回)					
ワクチン 数量 見 込 み	月	戸数	接種対象頭数をカバーするワクチン数		備考
	○月	○戸	○頭	○本	初回接種
④ 対象区域内における農場の接種の進め方(家畜防疫員の確保並びに認定民間獣医師及び登録飼養衛生管理者の活用を含む。)					
⑤ 標識の方法					
⑥ 接種農場の出荷先となると畜場					
県内					
県外	接種地域				
	非接種地域				

⑦ ワクチン接種に係る正確な情報提供に関する事項

⑧ 接種区域における遵守事項の実施を担保する体制

⑨ その他ワクチン接種に当たり講じる措置の内容

豚熱予防的ワクチン接種プログラム

都道府県名

〇〇県

① 接種命令の対象区域の範囲及び範囲の考え方					
接種命令の対象区域		〇〇県〇〇市、△△町、□□町(〇〇地域、〇〇地域に限る)			
範囲の考え方		例：県内において、豚熱に感染した野生イノシシが確認された△△町を中心とし、野生イノシシの生息状況、行動範囲及び山林等の地理的要因を踏まえ、〇〇市、△△町、□□町(〇〇地域、〇〇地域に限る)を接種区域に設定する。 なお、接種地域と非接種地域は、〇〇川、国道〇号線及びJR〇〇線により明確に隔てられている。 (注：当該地域の飼養衛生管理基準の遵守の状況を記載し、飼養衛生管理基準の遵守を徹底が図られていることが明らかになるように記載する必要(指針第3-3の2(2)参照)) ※陽性イノシシ・農場プロット地図の参考添付			
② 接種開始及び初回接種終了予定時期					
接種開始予定時期		令和元年10月下旬			
初回接種終了予定時期		令和元年11月下旬			
③ 接種対象頭数及び必要となるワクチン数量の見込み					
接種対象頭数(初回)		70戸 4,000頭 (各県は生産者の情報を元に必要量の見積を作成) (接種に必要なワクチン数量〇本)			
ワクチン数量見込み	月	戸数	接種対象頭数をカバーするワクチン数		備考
	10月	70戸	4,000頭	〇本	初回接種
	11月	60戸	200頭	〇本	
	12月	60戸	200頭	〇本	
	1月	60戸	200頭	〇本	
	2月	60戸	200頭	〇本	
	3月	60戸	200頭	〇本	
	4月	70戸	700頭	〇本	令和2年4月以降のワクチン数は参考数値
	5月	60戸	200頭	〇本	
	6月	60戸	200頭	〇本	
7月	60戸	200頭	〇本		
8月	60戸	200頭	〇本		
9月	60戸	200頭	〇本		
④ 対象区域内における農場の接種の進め方(家畜防疫員の確保並びに認定民間獣医師及び登録飼養衛生管理者の活用を含む。)					
対象区域内に豚飼養農場は、〇戸(養豚〇戸、愛がん〇戸…)所在しており、全農場計〇戸について接種する。農場でワクチン接種を行う防疫員は、県内の防疫員〇名のほか、県外の家畜防疫員〇名の派遣(〇年〇月～〇年〇月)要請により確保予定。知事認定獣医師は、個人〇名及び組織〇団体(所属獣医師〇名)を認定し、農場〇戸の接種を担当。認定農場〇戸においては、登録飼養衛生管理者による接種実施する。登録飼養衛生管理者は〇名。 (詳細は別紙様式1-2。) 接種は、1農場につき1班(獣医師〇名、補助〇名)で行ない、原則として同日に複数農場を巡回しない。 ※マップ添付(県全域航空写真に農場プロット、農場名、接種予定日が記載されているもの。)					
⑤接種後の標識の方法					
ワクチン接種豚については、接種豚の接種状況を正確に記録し、出荷の際には、スプレーで背部に「V」を赤又はピンク(蛍光色)のスプレーでマーキングし、接種豚であることが明確に判別できるようにする。					

⑥ 接種農場の出荷先となると畜場

県内		〇〇県 〇〇食肉センター
県外	接種地域	〇〇県 〇〇食肉センター 〇〇府 〇〇食肉センター
	非接種地域	〇〇県 〇〇食肉センター

※県内のと畜場は全て接種区域内からの搬入。
(注)事前に交差汚染防止対策等の実施状況等及び出荷先の出荷の同意について確認
であることが必要

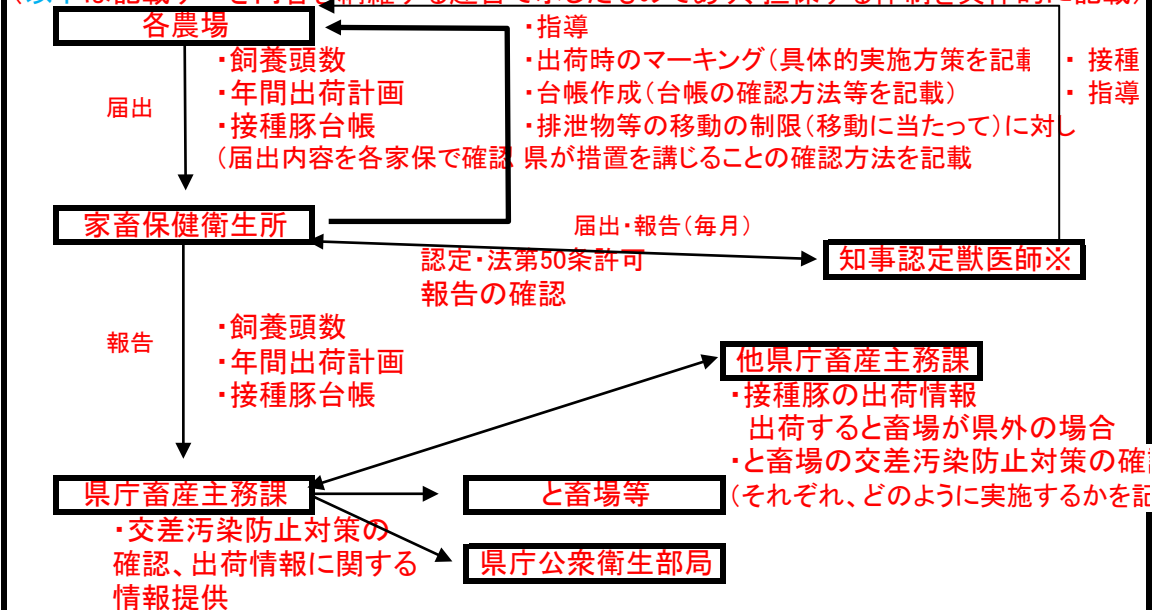
⑦ ワクチン接種に係る正確な情報提供に関する事項

(記載例:できるだけ具体的に記載のこと)
市町、JA等の関係機関に対し、各農場のワクチン接種開始時期について周知する。
接種豚の出荷開始に際しては、プレスリリースを行って広く県民に周知するとともに、豚コレラ
ワクチン接種による人体への影響が無いことを県のwebサイトを使った広報に努める。
また、生産者や獣医師に対し、説明会を開催し、ワクチンの正しい使用法やワクチンの性能
等について改めて説明するとともに、接種後に必要となる措置について十分理解いただく。
知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者に対しては、ワクチン接種に必要な技術的及び事
務的な事項について、講習会等の開催等を通じて周知する。

※講習会又は研修会の資料添付

⑧ 接種区域における遵守事項の実施を担保する体制

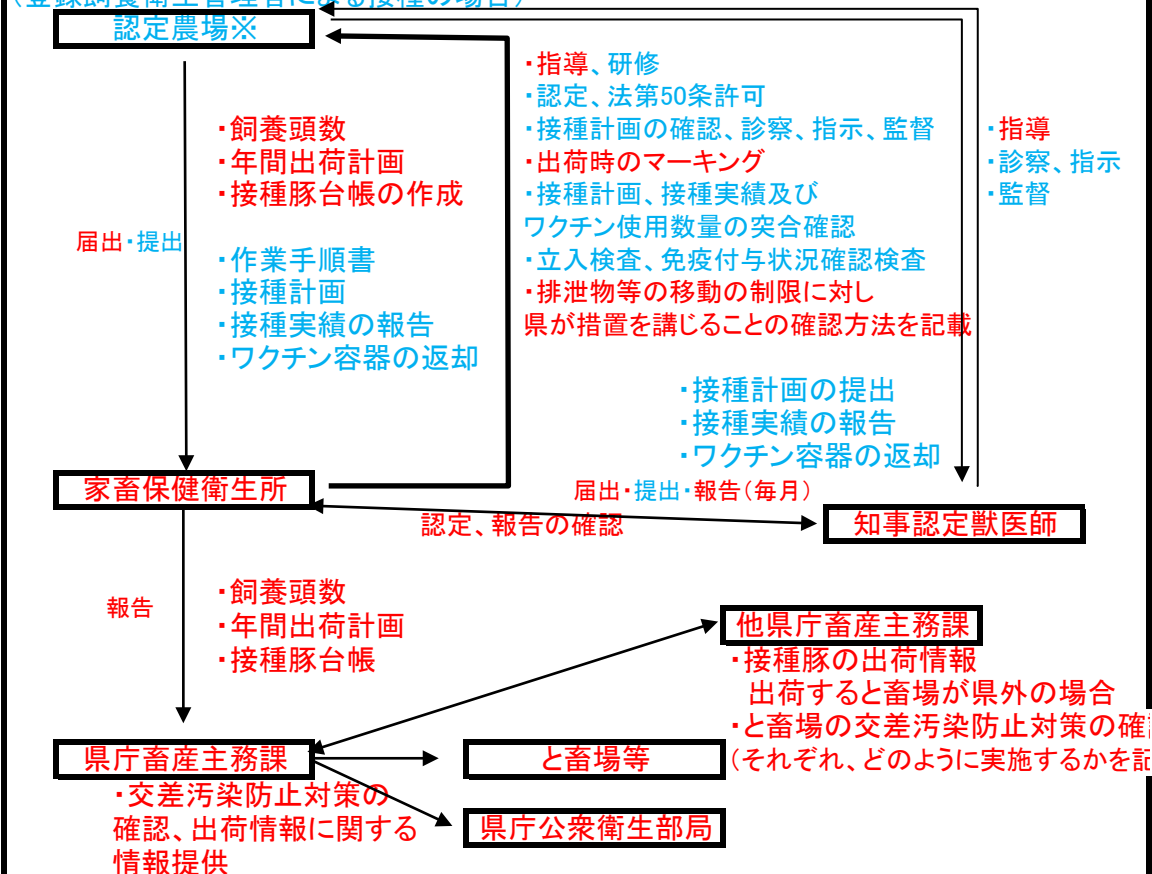
(以下は記載すべき内容を網羅する趣旨で示したものであり、担保する体制を具体的に記載)



(注:このフロー図によらず、遵守事項の実施を担保する体制及び実際に措置の内容を記載することも可)

※知事認定獣医師による適切な接種が行われない場合には、法第6条の接種命令に基づく家畜防疫員による接種又は他の知事認定獣医師による接種を行う。

(登録飼養衛生管理者による接種の場合)



(注:このフロー図によらず、遵守事項の実施を担保する体制及び実際に措置の内容を記載することも可)

※登録飼養衛生管理者による適切な接種が行われない場合には、法第6条の接種命令に基づく家畜防疫員による接種又は知事認定獣医師による接種を行う。

⑨ その他ワクチン接種に当たり講じる措置の内容

・ワクチンの免疫付与状況確認検査の実施

ワクチンを接種した農場については6か月に1回、抽出によりワクチンの有効性を確認するための抗体検査を実施する。材料については、ワクチン接種後少なくとも6週間経過していることを確認し、豚舎あたり5頭(5頭に満たない場合は全頭)を採材し、抗体検査を実施する。当該検査において、ワクチン接種した豚の抗体価の上昇が確認されなかった場合、留意事項に従い、追加のワクチン接種等の方針について動物衛生課と協議する。

なお、認定農場については、適切なワクチン接種の遵守状況の確認のため、原則として、免疫付与状況確認検査を実施する。

・ワクチン保管及び使用資材の廃棄について

ワクチンは接種を担当する家畜保健衛生所、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者において、県庁畜産課から配分された数量について、ワクチンの添付文書に従い適切に冷蔵保存を行う。家畜防疫員は、ワクチン接種に使用した資材及びワクチンの瓶を全て家畜保健衛生所に持ち帰り、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者は使用したワクチンの瓶を毎月家畜保健衛生所に返却し、焼却等適切な処理を実施。また、開封済みワクチンについても、同様に処理。使用ワクチン数量及びワクチン接種農場の戸数を2か月ごとに取りまとめ、動物衛生課に報告する。

・生産者から徴収する手数料の額

・必要となる資材(注射器等)の確保 等

農場 番号	種別	農場の名称	所在地	家畜防疫員又は 知事認定獣医師 の氏名又は名称	登録飼養衛生管 理者の氏名	初回接種後の1 か月ごとの接種 対象頭数	1か月ごとの必 要なワクチン数 量	豚の出荷先	交差汚染防止対策	死体処分	排泄物等	豚の導入元	飼料販売業者	循環型資源利用	管理獣医師	その他の出入者	留意事項18に基づ く立入検査の回数 （直近1年間）	一括追加接種の 実施状況	備考
1	農場	□□養豚場	〇〇市	〇〇家保				××市場	令和元年12月7日確 認済	〇〇化学(接種開 始後は〇〇県の▲ ▲化学)	下水処理	〇〇県▲▲農場	自社回収	あり(肉類を含まない)	なし	なし			
2	農場	□□畜産	〇〇市	〇〇家保				他県(〇〇食肉センター)		〇〇化学(接種開 始後は〇〇県の▲ ▲化学)	下水処理	〇〇(株)	自社回収	あり(加熱処理済みを購入)	あり	なし			
3	農場	〇〇養豚場	〇〇市	〇〇家保				××市場	令和元年12月7日確 認済	〇〇化学(接種開 始後は〇〇県の▲ ▲化学)	下水処理	〇〇県(自家農場)	▲▲商店(〇〇県)、自社回収	あり(加熱処理済みを購入)	なし	なし			
4	農場	▲▲養豚場	〇〇市	〇〇共済				××市場	令和元年12月7日確 認済	〇〇化学(接種開 始後は〇〇県の▲ ▲化学)	下水処理	〇〇県	自社回収	あり(農場で加熱処理)	なし	なし			
5	農場	〇〇養豚場	〇〇市	〇〇クリニック				××市場	令和元年12月7日確 認済	廃棄物処分(区域内)	農場内で堆肥化(校 内農場で利用・近隣 府民に販売)	なし(自家繁殖)	自社回収	あり(肉類を含まない)	あり(知事認定接種 獣医師と異なる)	なし			
6	農場	▲▲養豚場	〇〇市	山田 一郎				××市場	令和元年12月7日確 認済	〇〇化学(接種開 始後は〇〇県の▲ ▲化学)	尿は下水処理・糞は 農場内で堆肥化(府 内農業者へ販売)	なし(自家繁殖)	〇〇株式会社、自社回収	あり(農場で加熱処理)	あり(知事認定接種 獣医師と同一)	なし			
7	実験動物	〇〇センター	〇〇町	〇〇家保				なし		廃棄物処分(区域内)	廃棄物処分(区域 内)、下水	〇〇県	〇〇飼料(▲▲県)	なし	なし	なし			
8	実験動物	〇〇付属実験施設	〇〇市	山田 太郎				なし		廃棄物処分(区域内)	廃棄物処分(区域 内)	〇〇県、〇〇県	〇〇飼料(▲▲県)	なし	なし	なし			
9	教育	〇〇学校	〇〇市	〇〇家保				なし		廃棄物処分(区域内)	廃棄物処分(区域 内)	定期導入なし			なし	なし			
10	教育	□□専門学校	〇〇市	〇〇家保				なし		廃棄物処分(区域内)	廃棄物処分(区域 内)	定期導入なし			なし	なし			移動予定あり(〇〇 県内)
11	教育	□□専門学校	〇〇市	〇〇家保				なし		動物舎園	堆肥化、施設内で利 用	定期導入なし			なし	なし			
12	教育	□□専門学校	〇〇市	〇〇家保				なし		廃棄物処分(区域内)	廃棄物処分(区域 内)	定期導入なし			なし	なし			
13	教育	〇〇園	〇〇市	〇〇家保				なし		廃棄物処分(区域内)	廃棄物処分(区域 内)	定期導入なし			なし	なし			
14	展示	★★牧場	〇〇町	〇〇家保				なし		廃棄物処分(区域内)	堆肥化	定期導入なし			なし				
15	展示	★★動物園	〇〇市	〇〇動物園〇〇 課				なし		市営動物炉	廃棄物処分(区域 内)	定期導入なし			なし				
16	展示	★★動物村	〇〇市	〇〇家保				なし		廃棄物処分(区域内)	堆肥化	定期導入なし			なし				
17	展示	★★動物園	〇〇町	〇〇動物園〇〇 課				なし		廃棄物処分(区域内)	堆肥化	定期導入なし			なし				
18	ペット	〇〇 〇〇	〇〇市	〇〇家保				-	-				〇〇商店						いのしし
19	ペット	〇〇 〇〇	〇〇市	〇〇クリニック				-	-				ホームセンター						ミニブタ
20	ペット	〇〇 〇〇	〇〇市	山田 花子				-	-										
21	ペット	〇〇 〇〇	〇〇市	〇〇家保				-	-										
22	ペット	〇〇 〇〇	〇〇市	山田 一子				-	-										
23	ペット	〇〇 〇〇	〇〇市	〇〇家保				-	-										

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針第3－2の5(1)
に基づく事前届出書

提出年月日:

農場名			
農場住所			
飼養者氏名			
飼養状況 (令和元年 〇月〇日現在)	飼養頭数	0 頭	繁殖雌豚 0 頭 繁殖候補豚 0 頭 種雄豚 0 頭 肥育豚 0 頭 子豚 0 頭 その他 0 頭
ワクチン接種時の留意点 接種プログラム 標識の手法			
移動の管理(注:このうち、当該農場で管理が必要となる物品について、記載)			
① 生きた豚 移動計画: 移動先(〇〇農場 頭(接種地域内) 頭/年) と畜場出荷: 〇〇と畜場(接種地域内、外) 出荷見込み頭数 頭/年 * 接種地域外の場合は県畜産課を通じて、出荷先のと畜場が所在する都道府県に対し 交差汚染防止実施の確認を要請し、確認を受ける。 ② 当該農場で採取された精液及び受精卵 販売計画 精液 本、受精卵 個(接種地域内) ③ 豚等の死体 搬入先: 〇〇化製場(接種地域内、接種地域外) ④ 豚等の排泄物の処理 処理方法() 移動先: (完熟堆肥処理後は除く) ⑤ 敷料の処理 処理方法() 移動先: (完熟堆肥処理後は除く) ⑥ 飼料、家畜飼養器具等の処理 処理方法()			
その他遵守事項			
確認家畜防疫員: 氏名			

豚熱予防的ワクチン接種プログラム 農場シート(イメージ)

別記様式3－参考2
農場No.

農場名		豚舎数	
住所		利用と畜場	
所有者氏名			
関連農場			

その他の事項	
知事認定獣医師の氏名又は名称	
登録飼養衛生管理者の氏名	

接種スケジュール

接種予定日	区分	接種頭数	接種内訳					
			繁殖雌	繁殖素豚	種雄雄	肥育 (接種対象)	子豚 (接種対象外)	その他
○月○日	初回	0						
○月○日	追加	0						
○月○日	追加	0						
○月○日	6か月	0						

接種する家畜防疫員の人数		知事認定獣医師 の人数(団体の場 合、当該農場を担 当する人数)	登録飼養衛生管 理者の人数	備考
県内 確保分	県外 依頼分			

免疫付与状況確認検査スケジュール

検査予定日	採材頭数	検査内訳						備考
		繁殖雌	繁殖素豚	種雄雄	肥育 (接種対象)	子豚 (接種対象外)	その他	
○月○日								○豚舎採材
○月○日								
○月○日								
○月○日								

※と畜場への出荷計画については、別添参照

別記様式 3－参考 3

豚熱ワクチン初回接種スケジュール

	農場	接種予定日	接種頭数	内訳					豚舎数	家保防疫員数		接種作業者の人数				備考
				繁殖雌豚	種雄豚	肥育 （接種対象）	子豚 （非接種）	その他		県内 防疫員	他県依頼 防疫員	その他 補助員等	知事認定獣 医師	登録飼養衛 生管理者	合計	
1		○月○日	0												0	
2		○月○日	0												0	
3		○月○日	0												0	
4		○月○日	0												0	
5		○月○日	0												0	
6		○月○日	0												0	
7		○月○日	0												0	
8		○月○日	0												0	
9		○月○日	0												0	
10		○月○日	0												0	
11		○月○日	0												0	
12		○月○日	0												0	
13		○月○日	0												0	
14		○月○日	0												0	
15		○月○日	0												0	
16		○月○日	0												0	
17		○月○日	0												0	
18		○月○日	0												0	
19		○月○日	0												0	
20		○月○日	0												0	
		○月○日	0												0	
		○月○日	0												0	
		○月○日	0												0	
		○月○日	0												0	
		○月○日	0												0	
		○月○日	0												0	
			0	0	0	0	0	0	0							

ワクチン接種実績報告

都道府県名：

接種年月	家畜防疫員、 知事認定獣医師又は 登録飼養衛生管理者	ワクチンの使用実績（本数）										使用計画（本数）				ワクチン接種の詳細						
		所有数（前月繰越）		納入数		払出数		接種数		廃棄数		残数		翌月（必要数）		翌々月（必要数）		接種戸数	接種頭数内訳（頭数）			
		20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ		繁殖雌豚	種雄豚	肥育豚	その他
	家畜防疫員																					
	知事認定獣医師																					
	登録飼養衛生管理者																					
	家畜防疫員																					
	知事認定獣医師																					
	登録飼養衛生管理者																					
	家畜防疫員																					
	知事認定獣医師																					
	登録飼養衛生管理者																					
	家畜防疫員																					
	知事認定獣医師																					
	登録飼養衛生管理者																					
	家畜防疫員																					
	知事認定獣医師																					
	登録飼養衛生管理者																					
	家畜防疫員																					
	知事認定獣医師																					
	登録飼養衛生管理者																					
	家畜防疫員																					
	知事認定獣医師																					
	登録飼養衛生管理者																					
	家畜防疫員																					
	知事認定獣医師																					
	登録飼養衛生管理者																					

ワクチン接種実績報告（農家ごと、1 か月ごとに記載）

知事認定獣医師 氏名又は名称：

接種年月	農場の名称	知事認定獣医師	ワクチンの使用実績（本数）												使用計画（本数）				ワクチン接種の詳細				
			所有数（前月繰越）		納入数		払出数		接種数		家保への返却数		残数		翌月（必要数）		翌々月（必要数）		接種戸数	接種頭数内訳（頭数）			
			20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ		繁殖雌豚	種雄豚	肥育豚	その他
○年 1 月	□□養豚場	知事認定獣医師																1					
○年 2 月	□□養豚場	知事認定獣医師																1					
○年 1 月	□□畜産	知事認定獣医師																1					
○年 2 月	□□畜産	知事認定獣医師																1					
○年 1 月	○○養豚場	知事認定獣医師																1					
○年 2 月	○○養豚場	知事認定獣医師																1					
		知事認定獣医師																1					
		知事認定獣医師																1					
		知事認定獣医師																1					
		知事認定獣医師																1					

ワクチン接種実績報告（農家ごと、1 か月ごとに記載）

認定農場 名称：

接種年月	農場の名称	登録飼養衛生管理者	ワクチンの使用実績（本数）												使用計画（本数）				ワクチン接種の詳細				
			所有数（前月繰越）		納入数		払出数		接種数		家保への返却数		残数		翌月（必要数）		翌々月（必要数）		接種戸数	接種頭数内訳（頭数）			
			20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ		繁殖雌豚	種雄豚	肥育豚	その他
○年 1 月	□□養豚場	登録飼養衛生管理者																1					
○年 2 月	□□養豚場	登録飼養衛生管理者																1					
○年 3 月	□□養豚場	登録飼養衛生管理者																1					
○年 4 月	□□養豚場	登録飼養衛生管理者																1					
○年 5 月	□□養豚場	登録飼養衛生管理者																1					
○年 6 月	□□養豚場	登録飼養衛生管理者																1					
		登録飼養衛生管理者																1					
		登録飼養衛生管理者																1					
		登録飼養衛生管理者																1					
		登録飼養衛生管理者																1					

異常豚の届出を受けた際の報告

〇〇県〇〇家畜保健衛生所

1. 届出受理年月日時間： 年 月 日 時 分

- ## 2. 届出者

氏 名： (職 業：)

住 所： (電話番号：)

- ### 3. 異常豚の所在

住所： (電話番号：)

所有者氏名：

- #### 4. 届出事項

(畜種別、繁殖、育成又は肥育等の用途別に聴き取ること。)

飼養頭數：

うち異常頭数：

5. おおまかな症状、病歴及び診療履歴等：

6. 既に講じた措置：

7. その他関連事項（疫学情報等）：

8. 届出者への指示事項：

9. 届出受理者氏名：

- ## 10. 処置

- (1) 通報 (時間)

所長： 都道府県畜産主務課：

- ## (2) 現地調査

氏名： 出発時間：

異常豚が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）

都道府県：

家畜保健衛生所：

担当：

1. 現地調査 日時： 年 月 日 時 分
2. 豚等の所有者 住所：
 畜舎の所在地（家畜所有者の住所と異なる場合）：
 氏名：
3. 農場従業員数及び農場管理責任者名：
4. 家畜種及び飼養形態：
5. 飼養頭数：
6. 病畜頭数：
7. 症状、病変及び病歴（経時的に詳細に記載）：
8. 病性鑑定材料（部位、検体数及び保管方法）：
9. 当面の措置状況（検体送付後の措置等）：
10. 過去28日間に当該農場に出入りした豚等の履歴：
11. 過去28日間に出入りした人・車両の履歴及びそれらの巡回範囲
 (1) 人（獣医師、人工授精師）：
 (2) 車両（家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両及び堆肥運搬車両）：
12. 堆肥の出荷先：
13. 精液及び受精卵の出荷先：
14. その他参考となる事項（周辺農場の戸数（3 km、10km）、周辺農場の豚等の様子等）：

(別記様式7)

病 性 鑑 定 依 頼 書

令和 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
動物衛生研究部門 所長 殿

依頼機関代表者・氏名

下記のとおり病性鑑定を依頼いたします。

記

1. 動物種（品種、性別、個体識別番号等を含む。）
2. 鑑定材料（種類及び数量を含む。）
3. 鑑定目的
豚熱の診断
4. 発生状況
別添のとおり（別記様式6を添付）
※直接記入でも構いません
5. 連絡先
6. その他特記事項

プレスリリース

令和 年 月 日
農 林 水 産 省
[○ ○ 県]

豚熱の（疑似）患畜の確認について

- ・本日、家畜伝染病である「豚熱」の（疑似）患畜が〇〇県〔県内〕で確認されました。
- ・当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養豚（いのしし）の移動を自粛しています。なお、豚熱は、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。
- ・現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようお願いします。特に、ヘリコプターやドローンを使用する取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

1. 農場の概要

所在地：〇〇県〇〇市〇〇

飼養状況：〇〇豚（いのしし） 飼養頭数 〇〇頭

2. 経緯

- (1) 〇〇月〇〇日、〇〇から〇〇である旨、〇〇家畜保健衛生所に通報がありました。
- (2) 同日、〇〇家畜保健衛生所の家畜防疫員が現地調査を行うとともに、同県病性鑑定施設で実施した抗原検査（PCR 検査、蛍光抗体法）で陽性となったため、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門に検体を送付しました。
- (3) 同研究部門による遺伝子解析の結果、豚熱ウイルスに特異的な遺伝子を確認したことから、豚熱の（疑似）患畜と判定しました。

3. 今後の対応

農林水産省は、本日の防疫対策本部で決定したとおり、以下の対応方針に基づき、初動防疫を開始します。

- (1) 「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公

表)に基づき、当該農場の飼養されている豚等のと殺、埋却及び移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施する。

- (2) 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施する。
- (3) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。
- (4) 県との的確な連携を図るため、大臣、副大臣、政務官が県と密接に連絡をとる。(現地派遣又は電話連絡)。
- (5) 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の専門家を現地に派遣する。
- (6) 殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、動物検疫所から「緊急支援チーム」を派遣する。
- (7) 感染経路の究明のため、「疫学調査チーム」を派遣する。
- (8) 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知する。
- (9) 関係府省と十分に連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. その他

- (1) 豚熱は、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。また、感染豚の肉が市場に出回ることはありませんが、仮に感染豚の肉を摂取しても人体に影響はありません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用する取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

お問合せ先

所属：〇〇

担当：〇〇

TEL：〇〇

FAX：〇〇

と 殺 指 示 書

番 号
年 月 日

〇〇 殿

〇〇家畜保健衛生所
家畜防疫員 〇〇

あなたが所有する（管理する）次の豚等は、豚熱の患畜（疑似患畜）と判定されたので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第16条第1項の規定に基づき、下記によりと殺することを指示する。

豚等の所在する場所

豚等の種類、頭数及び耳標番号

記

1. と殺を行う場所
2. と殺の方法
3. その他

（備考）

1. この指示については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求をすることはできません。
2. この指示に違反した場合には、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられます。
3. この指示によりと殺された豚等については、家畜伝染病予防法第58条第1項及び第2項の規定により手当金及び特別手当金が交付されます。

ただし、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金若しくは特別手当金の全部又は一部を返還させることがあります。

(別記様式10)

移 動 制 限 除 外 証 明 書

番 号
年 月 日

〇〇 殿

〇〇家畜保健衛生所
家畜防疫員 〇〇

あなたが所有する（管理する）次の豚等については、次の豚熱の発生に伴う、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条第1項に規定された禁止又は制限の対象外であることを証明する。

発生に係る情報：令和〇年〇月〇日に〇〇県〇〇市で発生が確認された豚熱

記

1. 禁止又は制限の対象外となる豚等：精液及び受精卵等／死体／排せつ物／
敷料、飼料及び家畜飼養器具
その他（ ）
2. 豚等が所在する場所の名称及び住所（移動元）：
3. 豚等が移動する場所の名称及び住所（移動先）：

(留意事項)

対象豚等を移動させる際には、以下のことを遵守すること。

- ① この証明書を必ず携行し、消毒ポイント等において提示する。
- ② 運搬には密閉車両を用いる。
- ③ 可能な限り、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係者が利用しないようなルートを設定する。
- ④ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ⑤ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
- ⑥ 運搬後は車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑦ 移動経過を記録する。

受 領 書

年 月 日

農林水産省消費・安全局動物衛生課長 殿

都道府県知事 氏 名

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号の豚熱予防液使用及び譲与指令書に基づき、下記の物品を正に受領いたしました。

記

品 名 豚熱予防液

数 量 型 (ロット番号) 本 (ドーズ)

(別記様式12)

豚 熱 予 防 液 使 用 報 告 書

年 月 日

農林水産省消費・安全局長 殿

都道府県知事 氏 名

年 月 日に譲与（貸付け）を受けた豚熱予防液の使用について、
下記のとおり報告いたします。

記

1. 受領数量

型（ロット番号）
本（ ドーズ）

2. 使用数量

型（ロット番号）
本（ ドーズ）

3. 残数量

型（ロット番号）
本（ ドーズ）

うち処分数量

型（ロット番号）
本（ ドーズ）

処分理由：

4. 返還数量

型（ロット番号）
本（ ドーズ）

5. 注射実施状況

実施市町村名	実施時期	注射頭数		備考（注射反応、 個体識別番号等）
		家畜の種類	頭数	
	月 日 ～ 月 日	豚 いのしし 計		
累 計	月 日 ～ 月 日	豚 いのしし 計		

※ 家畜保健衛生所において、住所、農場、使用者、接種家畜リスト等について記載した個票を備えておくこと。

※ 豚熱予防液を処分する際には、その型、本数が分かる写真を撮り、本報告書に添付すること。